

1. 古都における歴史的風土の保存

①概要

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年1月13日法律第1号）に基づき、我が国往事の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村を対象に、政令で「古都」を指定し、古都における歴史的風土（我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況）の保全を図る。

○現在指定されている「古都」

京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市、大津市（合計8市1町1村）

②歴史的風土保存区域

- 国土交通大臣は「歴史的風土保存区域」を指定、歴史的風土の保存に関する計画（歴史的風土保存計画）の決定を実施。
- 歴史的風土区域内では、次の行為を行う場合、あらかじめ府県知事（政令市においては市長）への届出が必要。
 - ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - ③木竹の伐採 など

③歴史的風土特別保存地区

- 歴史的風土保存区域内の特に枢要な地域について、府県知事（政令市においては市長）は都市計画に「歴史的風土特別保存地区」を定めることができる。
- 歴史的風土特別保存地区内では、次の行為を行う場合、あらかじめ府県知事（政令市においては市長）の許可が必要。
 - ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - ③木竹の伐採
 - ④土石の類の採取
 - ⑤建築物その他の工作物の色彩の変更
 - ⑥屋外広告物の表示又は掲出
 - ⑦屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 など

④土地の買い入れ等

- 土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい

支障をきたす場合、府県（政令市においては市）に対して、その土地を買い入れる旨を申し出ることができる。

- 地方公共団体は、土地の買い入れ、古都保存事業計画に基づいて行う施設の整備（土砂崩壊防止施設、散策路、解説板等）について、国庫補助事業を活用することができる。

（補助率：土地の買入7／10、施設整備1／2）

⑤税制措置等

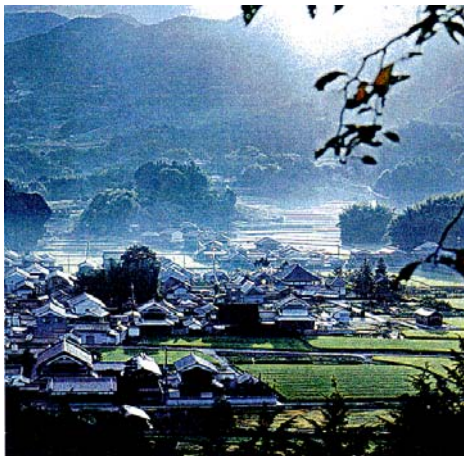
- 歴史的風土特別保存地区について、
 - 相続税：行為制限を踏まえた評価減
 - 固定資産税：各市町村条例により減額若しくは免除
 - 所得税：地方公共団体による土地の買い入れがなされた場合、譲渡所得について2000万円控除



京都市 嵐山



京都市 嵯峨野



明日香村 甘櫨丘から望む集落



大津市 三井寺

2. 都市公園事業による支援例

①目的

我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源の保全・活用により地域の観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進し、地域の活性化、魅力ある地域の形成を図ることを目的とする。

②概要

地方公共団体が行う都市公園の新設又は改築に要する費用の一部について補助を実施しており、「観光立国行動計画」等の推進を図るため、国指定の文化財、史跡、名勝等の観光資源を保全・活用し、観光振興に資する都市公園等の整備については、個別に補助を行うことにより重点的な支援を行っている。

③補助率

	国の補助	都道府県・市町村の負担
用地	1 / 3 (1 / 2)	2 / 3 (1 / 2)
施設	1 / 2	1 / 2

※ () 内は沖縄〔沖縄振興特別法〕および緩衝緑地〔公害の防止に関する国の財政上の措置に関する法律に基づくもの〕

④歴史的都市の整備に係る活用事例



栗林公園 (香川県高松市)

栗林公園は、全国で23ある特別名勝の中でも内外から特に評価の高いわが国を代表する文化財庭園。



御油松並木公園 (愛知県豊川市)

国の天然記念物である御油の松並木は、全国から観賞のために多くの人々が訪れる緑のシンボルであり、江戸の風情を今に伝えている。

3. 国営公園事業による整備例

①概 要

国営公園では、我が国固有の優れた文化的資産である貴重な遺跡等を、その歴史的風土も合わせて保存し、後世に残すとともに、その遺産を歴史・文化の学習や体験の場として活用する取組みを行っている。

国営公園の定義（都市公園法第二条第一項第二号）

次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く）

ロ **国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地**

②事 例



国営飛鳥歴史公園

（奈良県高市郡明日香村）

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等を目的として整備を推進している。



国営吉野ヶ里歴史公園

（佐賀県神埼郡神埼町、三田川町、東脊振村）

我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため整備を推進している。

景観整備等に資する主な事業の概要

事業名	目的・事業概要	景観に配慮した道路舗装	ポケットパーク・多目的広場整備	公園・緑地等の整備	共同駐車場等の整備	建物等の修景	建物等の内部改修	親水空間整備	景観等に配慮した河川空間の整備	景観等に配慮した港湾空間の整備	船着場等の整備	水環境の改善	担当部局
まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。	○	○	○	○			○	○		○	○	国土交通省 都市・地域整備局
身近なまちづくり支援街路事業 (歴みち事業)	統一したまちづくりテーマを設定し、地区整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等の整備に関する計画等、まちづくりに関する総合的な地区整備計画が策定されている地区において、生活空間の向上等に資する幹線街路、補助幹線街路等を体系的に整備する。	○	○										国土交通省 都市・地域整備局
特定交通安全施設等整備事業 (駐車場整備に対する補助制度)	路上駐車等の解消や過労運転等による休憩のため、緊急に安全を確保する必要がある道路において、交通安全の観点から、道路附属物としての自動車駐車場や簡易パーキングを整備する。				○								国土交通省 道路局
街なみ環境整備事業	生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。	○	○	○		○							国土交通省 住宅局
歴史的港湾環境創造事業	今なお残る港湾の歴史を物語る石積みの防波堤や護岸等の歴史的港湾施設を港湾文化の貴重な財産として保全・活用しながら周辺に緑地等を配置し、文化的で歴史的な香りの漂う海辺の交流拠点を形成し、地域の活性化を図る。	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	国土交通省 港湾局
建築ストック活用型再生賃貸住宅制度 (公営住宅建設費等補助)	循環型社会に対応し、建築ストックの有効活用を図ることにより、都市居住機能の回復による都市の再生、少子高齢化への対応など地域の課題と需要を踏まえた的確・効率的な公的賃貸住宅の整備を促進する。						○						国土交通省 住宅局
河川環境整備事業	(水環境整備事業・河川浄化事業) 汚泥浚渫、浄化用水等の導入等により水質浄化を行い、清浄な流水の確保を図る。 (自然再生事業) 良好な河川環境を保全・復元するために必要な湿地再生等を行う。 (河川利用推進事業) 親水や舟運等の河川利用の推進を図るために必要な河道や施設等の整備を行う。 (河畔整備事業) 再開発や公園整備等のまちづくりと併せ、水辺のオープンスペース等の整備を機動的かつ一体的に実施する。							○	○		○	○	国土交通省 河川局
ふるさとの川整備事業	水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会にうるおいを与えると共に、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしており、特に最近ではまちづくりと一体的に水辺空間の整備を図ることが社会的な要請となっている。このため、河川本来の自然環境の整備・保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。							○	○		○		国土交通省 河川局
桜づつみモデル事業	水辺は、貴重な水と緑の空間であり、河川の清涼な流水と緑の堤防は地域社会の憩いの場等として貴重な役割を果たしてきた。しかし、沿川地域の市街化に伴い、緑が減少しつつあることから、近年、良好な水辺空間の整備の一環として堤防及びその周辺の緑化に対する要請は非常に強いものがある。このため、特に周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関連から河川の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る必要のある一定区間を「桜づつみモデル事業」として認定し、堤防を強化するとともに桜等を植樹して、積極的に良好な水辺空間の形成を図る。								○				国土交通省 河川局
都市公園等整備事業	地域の歩んできた歴史を偲ばせる城跡や旧宅等の歴史的建造物と、それらの歴史的遺産と周囲の緑が一体となって、集団的に美しい風致景観を形成している地域において、歴史的建造物とその周辺の緑の保全を公園緑地制度を活用して一体的に整備・保全し、地域の環境拠点として活用している。			○									国土交通省 都市・地域整備局
景観形成事業推進費	豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、年度途中の必要に応じた機動的な予算措置によって各府省の事業を推進し、良好な景観形成を図ることを目的とするとともに、観光立国の推進にも資する。	配分先である各府省の事業制度による。 ※公共事業関係費に係る事業を対象										国土交通省 国土計画局	

※参考資料：都市再生本部設置「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会」最終報告書(平成15年5月)
「2004 国土交通行政ハンドブック」